

滝沢村次期総合計画策定準備プロジェクトチーム設置規程

(設置)

第1条 第5次総合計画の評価手法の研究及び次期総合計画の策定に資する環境分析を実施するため、庁議運営規程（平成19年滝沢村訓令第4号）第9条の規定に基づき、プロジェクトチームを設置する。

(名称)

第2条 プロジェクトチームの名称は、滝沢村次期総合計画策定準備プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）とする。

(所掌事務)

第3条 チームの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 次期総合計画策定に資する外部環境分析に関すること。
- (2) 次期総合計画策定に資する内部環境分析に関すること。
- (3) 第5次総合計画基本構想の評価手法に関すること。
- (4) 第5次総合計画基本計画の評価手法に関すること。

(組織)

第4条 チームの構成は、企画総務部長及び課等の長とする。

- 2 チームにリーダーを置く。
- 3 リーダーは、企画総務部長をもって充て、チームを総括する。
- 4 リーダーを補佐させるため、チームにサブリーダーを置くことができる。
- 5 チームのメンバーは、村長が任命する者をもって充てる。

(会議)

第5条 リーダーは、必要に応じてチームの会議を招集し、その議長となる。

- 2 リーダーに事故あるとき又はリーダーが欠けたときは、サブリーダーがその職務を代理する。

(関係者の出席)

第6条 リーダーは、必要と認めるときは、会議にチームメンバー以外の出席を求めることができる。

(メンバーの責務)

第7条 各メンバーは、チームで合意された役割について、所属部署内で方針及び方向性を確認し、具現化に協力するものとする。

- 2 リーダーは、庁議に対して随時チームの事務及び検討事項の進捗状況を報告し、随時必要な指示及び助言を受けた上でチームに報告するものとする。

(作業班)

第8条 チーム内部に専門的な調査研究を行うため、作業班を置くことができる。

(庶務)

第9条 チームの庶務は、企画総務課において処理する。

(設置の期間)

第10条 チームの設置期間は、平成25年3月31日までとする。

(補則)

第11条 この訓令に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は

、企画総務部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 25 年 1 月 29 日から施行する。